

2026年2月

受益者の皆様へ

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

「ドイチェ・ライフ・プラン 30/50/70」  
約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、追加型証券投資信託「ドイチェ・ライフ・プラン 30」、「ドイチェ・ライフ・プラン 50」、「ドイチェ・ライフ・プラン 70」（以下、それぞれを「各ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

敬具

記

1. 変更の内容及び理由

各ファンドは、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券（以下、それぞれを「各マザーファンド」といいます。）を主要投資対象としますが、各ファンド及び各マザーファンドの運用残高の減少に伴い、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難な状況になっております。このような状況の中、弊社は、各ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって最善であると判断いたしました。しかしながら、各ファンドは一部確定拠出年金での取扱いがあり、諸手続きに時間を要するため、直ちに信託終了（繰上償還）を行うのではなく信託期間を2027年2月10日（水）までとする変更を行います。

2. 約款の変更予定日及び変更適用予定日

約款変更予定日：2026年4月1日（水）（約款変更適用予定日：2026年4月22日（水））

### 3. 約款の変更に係る異議申立てについて

この約款変更にご同意いただける場合は、何らお手続きの必要はございません。

<異議申立て期間：2026年2月18日(水)から2026年3月25日(水)まで>

この約款変更につきまして、2026年2月18日(水)現在の受益者の方は、上記の異議申立て期間中に、弊社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

当該異議の申立てのあった各ファンドの受益者の受益権の合計口数が、2026年2月18日(水)現在の各ファンドの受益権総口数の二分の一を超えない場合は、各ファンドについて2026年4月1日(水)に約款の変更を行い、2026年4月22日(水)付で信託期間を2027年2月10日(水)までとします。

なお、異議の申立てのあった受益者の受益権の合計口数が、2026年2月18日(水)現在の受益権総口数の二分の一を超えたファンドについては、上記の約款変更を行いません。この場合、速やかに受益者の皆様へご通知いたします。

約款変更を行うかどうかの結果につきましては、弊社のホームページ上でお知らせいたします。

(注)「異議申立て」とは、投資信託及び投資法人に関する法律に定められた手続きであり、約款の重大な変更や信託終了(繰上償還)を行う際に必要とされる手続きです。なお、当該手続きは、確定拠出年金制度においては、資産管理機関または事務委託先金融機関に対して行われるものであり、加入者の皆様に対して行われるものではありません。

### 4. 異議申立ての手続きについて

この約款変更についてご異議のある受益者は、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入のうえ、**2026年3月25日(水)必着**で、下記宛先にご郵送下さい。

(1) 宛先

〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー  
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 企画部 「異議申立て受付」 係

(2) ご記入いただく内容

①住所	④ファンド名、口数
②氏名(ご記名、ご捺印)	⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号
③電話番号(日中連絡先)	⑥約款変更に対し異議を申し立てる旨

(異議申立てに当たっての留意事項)

- ・このお知らせは、2026年2月18日(水)現在において各ファンドを保有している方(異議申立てをすることができる受益者)に送付いたしております。なお、2026年2月18日(水)以降に各ファンドの購入をお申込みいただいた場合は、これに伴い取得する受益権の発生が2026年2月19日(木)以降となるため、当該受益権については、この異議申立ての権利はございませんのでご了承下さい。
- ・2026年3月26日(木)以降に弊社に到着した異議申立てにつきましては、無効とさせていただきます。
- ・ご異議のお申立てのあった受益者につきましては、受益者及び受益者の保有口数等を確認させていただく必要がございます。このため、ご異議のお申立てのあった受益者に関しましては、販売会社と弊社及び受託会社との三者間で当該受益者に関する情報を共有することにご同意いただけたものといたします。
- ・必要がある場合には本人確認のための書類等をご提出いただくことがあります。
- ・異議申立書の記載内容に不備がある場合等は、ご異議を無効とさせていただきます場合があります。
- ・お客様の個人情報、この度の約款変更に係る異議申立ての手続きに関する事務等を行うためのみに利用いたします。個人情報の取扱いについては、インターネット上の弊社ホームページに掲載しております「プライバシー・ポリシー(個人情報保護方針)」をご参照下さい。

## 5. 買取請求の手続きについて

＜買取請求の受付期間：2026年4月1日(水)から2026年4月20日(月)まで＞

約款変更が決定された場合、ご異議の申立てのあった受益者は、上記の買取請求受付期間中に、自己に帰属する受益権を、当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求にかかる必要書類を受領した日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.3%を乗じて得た額）を控除した価額）で、弊社所定の手続きに基づき、受託会社に対し、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

なお、買取請求手続きにつきましては、ご異議のお申立てをされた受益者に別途ご案内申し上げます。

### （買取請求に当たっての留意事項）

- ・2026年4月21日(火)以降は、上記の買取請求の受け付けは行いません。
- ・買取請求には諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには通常の解約請求よりも日数を要する場合がありますのでご注意ください。
- ・お取り扱い額は、銀行口座への振込手数料及び買取計算書の送付費用等が差引かれるため、申込受付日が同じ場合、買取請求は解約請求に比べて少なくなります。
- ・異議を申し立てた受益者は必ず買取りを請求しなければならないということではありません。
- ・買取請求受付期間中についても、上記の約款変更に対して異議を申し立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常どおり各ファンドの解約の請求を受けております。
- ・上記の買取請求を行った受益権については、通常の解約の請求を行うことはできなくなります。
- ・買取請求を行った場合、ご自身での納税手続きが必要となりますのでご注意ください。課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

## 6. 約款変更が決定した場合の取得申込み及び解約請求の受付について

以下のとおりの取扱いとさせていただきます。

取得申込みの受付	2026年3月30日(月)まで
解約請求の受付	2027年2月9日(火)まで

## 7. 解約のお申込みに関する留意点

2027年2月9日(火)以前の解約請求であっても、他の受益者の解約状況により、最終受益者に該当することとなった場合には、解約請求としてお取り扱いすることができず、解約請求の受付の中止及び既に受付けた解約請求の受付の取消しを行ったうえで、信託終了（繰上償還）によるご換金とさせていただきます。その場合、お申込時点から換金代金のお支払いまでに、通常の解約の場合よりも日数を要する場合がございますので、ご了承下さい。

## 8. お問い合わせ先について

〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー  
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社  
電話番号：03-6730-1308（受付時間：弊社営業日午前9時から午後5時まで）